

令和2年11月2日から規制スタート

外来ザリガニを 川や池に放さないで!

外来生物法に基づき、**特定外来生物**に指定され、**飼育、運搬、販売・譲渡、野外に放つこと**などが**規制**されます。

規制対象の
ザリガニ

アメリカザリガニ (*Procambarus clarkii*) を除く
全ての外来ザリガニ※が規制対象です。

※ ザリガニ科、アメリカザリガニ科、アジアザリガニ科、ミナミザリガニ科



ミステリークレイフィッシュ(マーブルクレイフィッシュ)



リーストクレイフィッシュ



テキサスドワーフザリガニ

※アメリカザリガニ(改良品種を含む)は規制対象外のため申請する必要はありません。

規制開始前からの飼育個体については、
許可を受けて飼い続けることができます。

手続きについては
裏面をご覧ください

【特定外来生物への指定理由】

- 水草の切断や水生動植物の摂食による水生生物群集への影響
- ザリガニベスト(アファノマイセス菌)や白斑病の運搬による、日本固有の絶滅危惧種のニホンザリガニ(*Cambaroides japonicus*)やその他エビ目への影響
- すみかやエサなどの競合によるニホンザリガニへの影響

水草・食虫植物である

和名:エフクレタヌキモ※

しばしば「インフラータ」として栽培されています。

タヌキモ属3種も新たな規制対象です。

Utricularia cf. *platensis* ※

野外で定着・生育している湖沼が

Utricularia inflata

ありますが採取等をしないでください。

Utricularia platensis

●上記3種以外のタヌキモ属は規制対象外です。



(一財)自然環境研究センター



環境省

アメリカザリガニを除く

現在、外来ザリガニを飼育している方へ

規制開始後も許可を受けることで、飼い続けることができます。

許可対象となるのは、既に飼育している個体に限ります。繁殖させることはできません。決して川や池に放さず、寿命を迎えるまで大切に飼育してください。

許可の申請には期限があります(規制開始から6カ月以内)→令和3年5月1日まで。

申請書類は環境省のウェブサイトからダウンロードできます。申請手続きに費用はかかりません。飼育をする施設や管理方法などについて審査を行います。

外来種 飼養 手続き



施設基準や申請様式などの詳細はHPで

特定外来生物を、許可を受けずに飼育したり他人に譲渡することはできません。また、飼えなくなったからといって、野外(川や池)に放すことは絶対におやめください。許可申請後に新たに生まれた個体の飼育はできません。繁殖はさせないでください。

違反した場合 個人▶300万円以下の罰金または3年以下の懲役
法人▶1億円以下の罰金

アメリカザリガニ (*Procambarus clarkii*) は
規制対象外です。



販売名

レッドザリガニ、オレンジザリガニ、スーパーレッド、ブルーザリガニ、コバルトクラッキー、ナイトメアゴースト、ホワイトザリガニ、シザー、ゴールドキング、ゴースト(ジャパンゴースト)、タイゴースト、など

(注)品種改良により、多くの販売名があります

申請
必要

規制される主な外来ザリガニ
(アメリカザリガニ以外の全ての種)



販売名

ミステリークレイフィッシュ、フロリダブルー(フロリダハンマー、アレニー)、フォーミス、バスキューザ、エノプロスターナム、メキシカンドワーフ、など

アメリカザリガニも、生態系に悪影響を及ぼす外来種です。生態系被害防止外来種リストの「緊急対策外来種」に選定されているほか、日本生態学会による「日本の侵略的外来種ワースト100」にも選定されています。

NG!

野外に放さないでください!



許可申請に関するお問い合わせはお住まいの
地域を管轄する地方環境事務所までお願いします。

【地方環境事務所等一覧】

<http://www.env.go.jp/nature/intro/reo.html>



環境省

